

～人事委員会勧告(関連資料)～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 昇給・昇格制度の改正
- 5 県職員(行政職)のモデル給与例(試算)
- 6 最近の人事委員会勧告の実施状況

平成24年10月

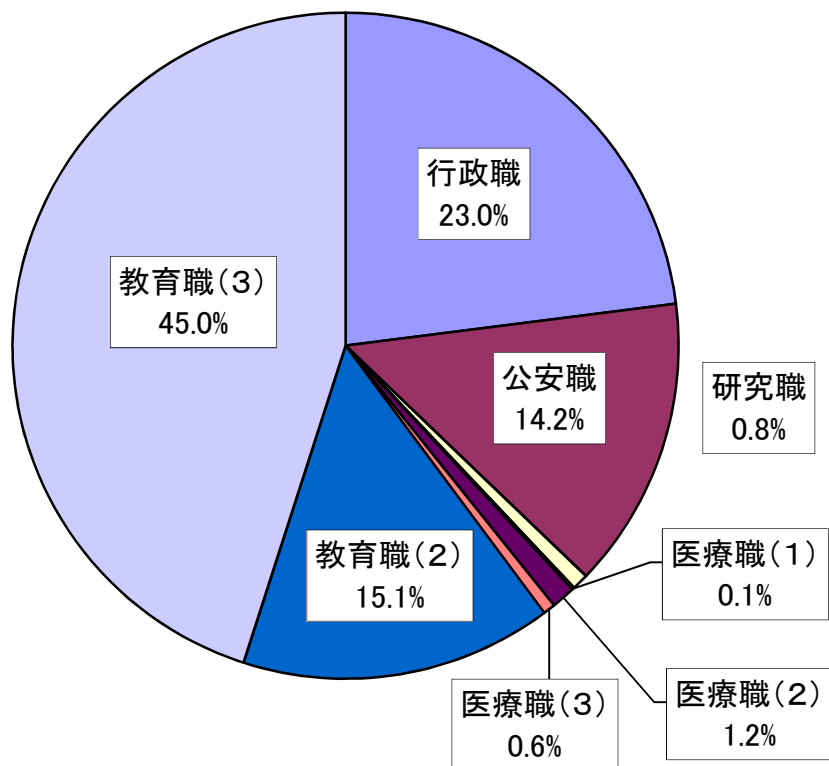
熊本県人事委員会

1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会の勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。

- ・職員数は、21,050人であり、昨年より249人の減(行政職については、4,839人で87人の減)
- ・職員の平均年齢は43歳11月であり、昨年より2月上昇(行政職については、43歳11月で昨年と同じ)

<平成24年 職員構成比>



項目	職員数(人)			平均年齢(歳月)		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,839	4,926	△ 87	43.11	43.11	0.0
公安職	2,984	3,023	△ 39	39.1	39.5	△ 0.4
研究職	165	170	△ 5	41.6	41.1	0.5
医療職(1)	27	29	△ 2	48.9	48.3	0.6
医療職(2)	244	266	△ 22	44.7	45	△ 0.5
医療職(3)	123	125	△ 2	46.0	46.1	△ 0.1
教育職(2)	3,186	3,176	10	42.7	42.8	△ 0.1
教育職(3)	9,482	9,584	△ 102	45.9	45.4	0.5
合計	21,050	21,299	△ 249	43.11	43.9	0.2

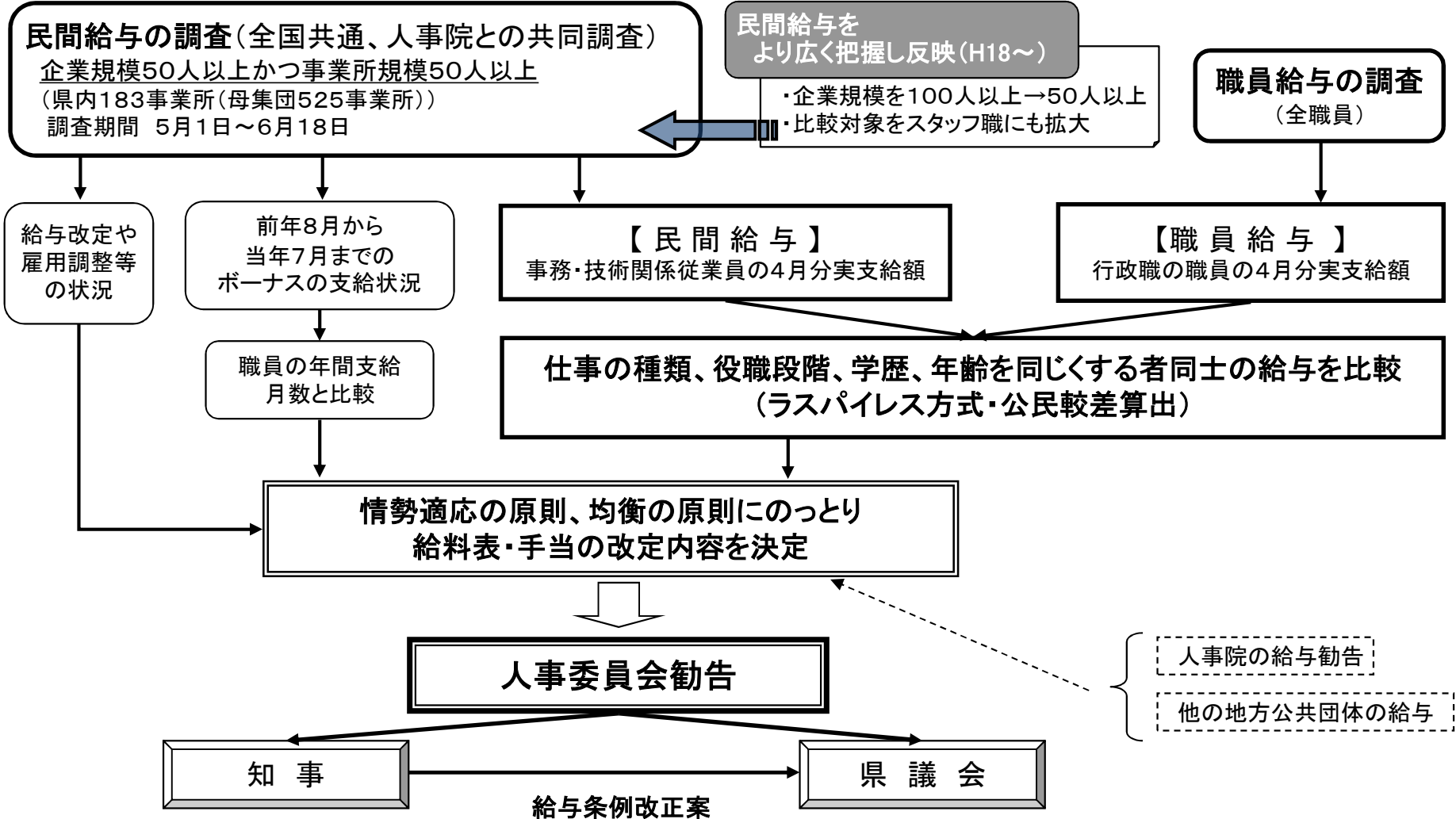
(平成24年4月1日現在)

※ 職員数、平均年齢等は平成24年職員給与実態調査による。

※ 職員数は、勧告対象職員のうち再任用職員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除く人数です。

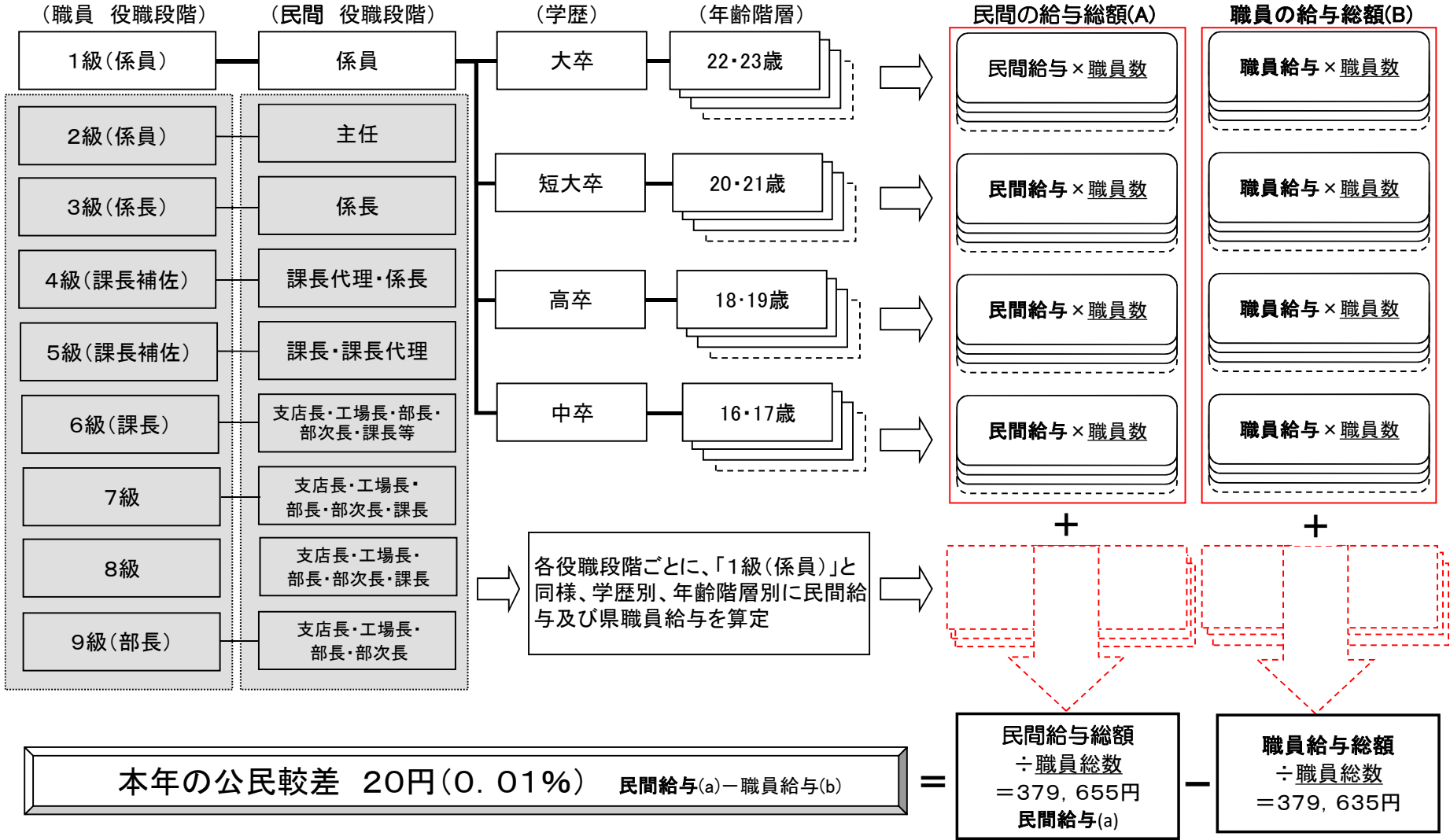
2 人事委員会勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。



4 昇給・昇格制度の改正

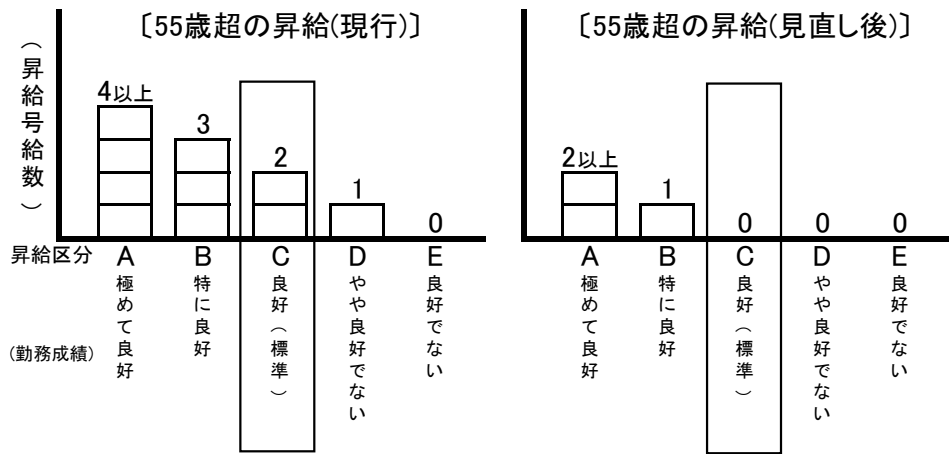
本年は、月例給及び特別給について改定はありません。他方、本年、人事院は、昇給・昇格制度の改正を報告・勧告しましたが、給与制度についてはこれまでも基本的に国に準じてきたことから、次のとおり昇給・昇格制度の改正を行うことが適当であると判断しました。

昇給制度の改正

55歳に達した職員は、当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の昇給(55歳超の昇給)において、標準の勤務成績では昇給しない
また、勤務成績が特に良好、極めて良好の場合の昇給号給数を現行より抑制

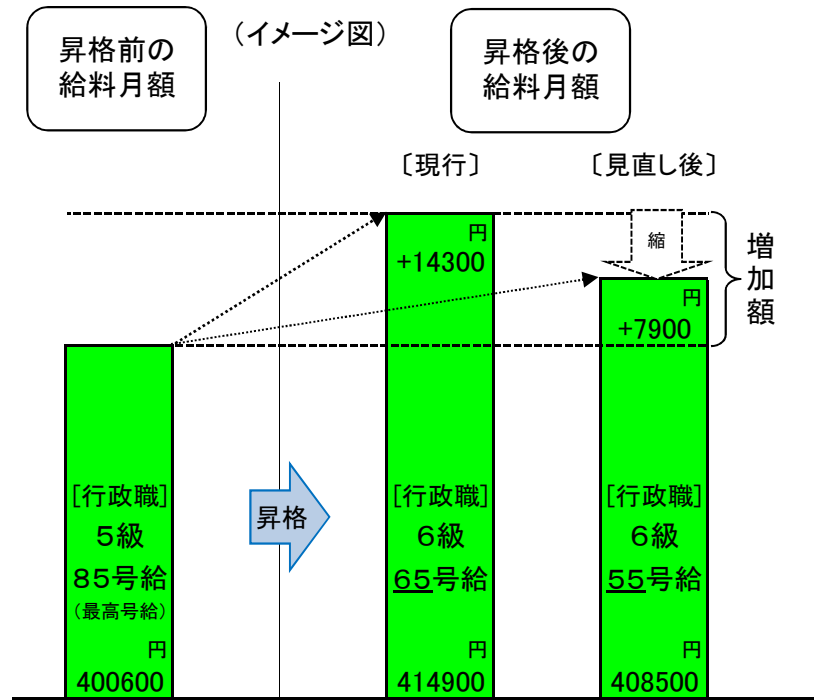
昇格制度の改正

最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減するよう昇格時号給対応表を見直す
昇格後の号給を現行より下位の号給に決定



(参考)昇給号給数一覧 ※ 一般の職員の例

昇給区分	A	B	C(標準)	D	E
下記以外の昇給	8号給以上	6号給	4号給	2号給	0
55歳超の昇給(現行)	4号給以上	3号給	2号給	1号給	0
55歳超の昇給(見直し後)	2号給以上	1号給	0	0	0



5 県職員(行政職)のモデル給与例(試算)

(単位:円)

役職段階	年 齢	家族構成	月 額	年間給与
係員	25歳	独身	191,200	3,050,000
	30歳	配偶者	240,700	3,822,000
係長級	35歳	配偶者、子1人	292,900	4,699,000
	40歳	配偶者、子2人	352,700	5,720,000
課長補佐級	45歳	配偶者、子2人	403,500	6,541,000
課長級	50歳	配偶者、子1人	500,700	7,931,000
局長級	55歳	配偶者	544,900	8,844,000
部長級	58歳	配偶者	649,300	10,718,000

(注) 月額及び年間給与は、給料、扶養手当及び管理職手当を基礎に算出

月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況、家族構成等によって異なります。

6 最近の人事委員会勧告の実施状況

県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています。

内容等 勧告年	公民較差	月例給	特別給(期末手当・勤勉手当)		行政職職員の平均年間給与※	
		改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成15年 (2003年)	△1.12%	△1.05%	4.40月	△0.25月	△17.0万円	△2.7%
平成16年 (2004年)	△0.01%	勧告なし	4.40月	—	—	—
平成17年 (2005年)	△0.42%	△0.36%	4.45月	0.05月	△0.4万円	△0.1%
平成18年 (2006年)	0.01%	勧告なし(注1)	4.45月	—	—	—
平成19年 (2007年)	0.17%	0.16%	4.50月	0.05月	2.8万円	0.5%
平成20年 (2008年)	0.03%	勧告なし(注2)	4.50月	—	—	—
平成21年 (2009年)	△0.28%	△0.27%	4.15月	△0.35月	△15.2万円	△2.4%
平成22年 (2010年)	△0.10%	△0.10%	3.95月	△0.20月	△8.3万円	△1.4%
平成23年 (2011年)	△0.28%	△0.28%	3.95月	—	△1.8万円	△0.3%
平成24年 (2012年)	0.01%	勧告なし(注3)	3.95月	—	—	—

(注1) 月例給・特別給の改定以外の管理職手当の定額化等の勧告あり

(※ 新規学卒の採用者を除く行政職の平均年間給与)

(注2) 月例給・特別給の改定以外の医師の初任給調整手当改定等の勧告あり

(注3) 月例給・特別給の改定以外の昇給制度の改正及び自宅に係る住居手当廃止の勧告あり